

はじめに

本市は、平成 17 年 4 月 1 日に旧伊予市、旧中山町、旧双海町の 1 市 2 町が合併し、約 4 万人が暮らす自然豊かでにぎわいのある「新伊予市」として誕生しました。

しかしながら、合併から 10 年以上が経過し、少子高齢化・過疎化の影響などによって、学校の統廃合、商店街の衰退、空き屋や耕作放棄地の増加など、様々な問題が表れてきております。

今日、人口が減少する一方、価値観が多様化する社会を迎え、まちづくりに対する考え方や取り組み方が変わってきております。

これからは、市民、行政という既存の枠組みや関係性を見直し、それぞれが持つ特性や強みを活かしながら、まちづくりに取り組むことが不可欠になってきております。

今回、本市における協働についての基本的な考え方や進め方を示した「伊予市協働の指針」を策定いたしましたので、市民と行政がつながり共に築く社会の構築に向け、本指針が活用されることを願います。



伊予市協働の指針 目次

1	策定の背景	1
2	策定の目的	2
3	協働とは	3
4	協働の位置付け	3
5	協働に期待される効果	4
6	協働の推進	6
7	協働の基本原則	9
8	協働の進め方	11
9	行政の支援策	12

1 策定の背景

本市では、少子高齢化や過疎化による担い手の減少と合わせ、地域における連帯意識の希薄化などによって、これまで行われてきた地域活動が困難になるなど、市民生活への影響も少なからず生じてきています。

また、行政においては、多様化する市民ニーズに対し、従来の公平、一律のアプローチでは対応が難しくなっているほか、財政の健全化や行政の効率化など喫緊の課題を抱えているため、これまでのように、行政のみで公的活動を担うことが困難になってきています。

一方では、NPO^(注1)（NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体）などが、地域の課題解決のために公益的活動^(注2) 担う場面も増えてきています。

○ 伊予市の人口と世帯の動向

(単位: 人、世帯: %)

項目		年					変化率 (H27/H7)
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
総人口		41,064	40,505	39,493	38,017	36,827	89.7
区分別	年少人口(14歳以下)	6,587	6,008	5,404	4,927	4,609	70.0
		(16.0)	(14.8)	(13.7)	(13.0)	(12.5)	
	生産年齢人口(15歳～64歳)	25,971	25,002	23,904	22,506	20,602	79.3
		(63.2)	(61.7)	(60.5)	(59.2)	(55.9)	
老年人口(65歳以上)	8,506	9,481	10,185	10,558	11,556	135.9	
	(20.7)	(23.4)	(25.8)	(27.8)	(31.4)		
年齢不詳	0	14	0	26	60	-	
	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.2)	-	
世帯数		12,672	13,291	13,726	13,940	13,980	110.3
一世帯当人数		3.24	3.05	2.88	2.73	2.63	81.3

※資料 国政調査(平成7年～平成27年数値)より

※平成7年及び平成12年の数値は旧1市2町の数値を合算したものを記載

(注1)「NPO」・・・民間の非営利組織のことで、福祉や環境、国際協力などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいる市民活動団体のこと。

(注2)「公益的活動」・・・営利を目的とせず、公益の増進に寄与することを目的に、市民が主体的に取り組む活動

2 策定の目的

価値観が多様化する社会において、市民ニーズに応じた行政サービスを可能にするためには、市民^(注3)が行政に参画^(注4)することと合わせ、直接、公益活動の担い手になっていただく必要があります。

今後は、市民と行政が連携して「まちづくり」^(注5)を行う、「協働」が重要になってきており、「協働」を進めることで、市民が主役となった、魅力あふれるまちづくりが可能になります。

今回、「協働」を進めるにあたり、市民と行政共通のルールづくりが必要となることから、「伊予市協働の指針」を策定することになりました。

【指針策定の目的】

- (1) 市民と行政が協働の理念について共通の理解を深める。
- (2) 市民活動^(注6)を促進し、地域コミュニティを活性化する。
- (3) 市民参画制度の拡充を図る。
- (4) 市民及び行政職員の意識改革を促す。

(注3)「市民」・・・市内の居住者、勤務者、通学者、事業者、自治会等の地域組織、NPO法人やボランティア団体等の市民活動団体など、市内で活動する全ての個人や団体の総称

(注4)「参画」・・・まちづくりに関する施策や事業等において、計画、実施、評価等の過程で市民が意見や提言を行い、市政に積極的に関与すること。

(注5)「まちづくり」・・・道路、公園等の街並み整備だけでなく、防災・環境・福祉・文化など、暮らしをよくする様々な地域活動のこと。

(注6)「市民活動」・・・市民の自主的な参加によって行なわれる自発的な活動で、営利を主たる目的とせず、多数の市民の利益の増進に寄与することを目的とした活動のこと。但し、宗教上の協議を広めたり、特定の政党や政治家を支援する活動は含まれません。

3 協働とは

「協働」とは、市民、企業、団体等多様な主体が、行政と相互信頼、尊重のもと、一定の役割や責任を分担し、お互いに協力しながら「まちづくり」に取り組むことを意味します。

「協働」が進むことで、市民ニーズに沿ったまちづくりや効率的な行政運営が可能になると考えられます。また、地域に関心を持つ市民が増えることから、**住民自治^(注7)の意識醸成**にもつながることが期待されています。

(注7)「住民自治」・・・地域内の問題や課題を住民が話し合い、住民自らが責任を持って決定し、住民相互の協力により地域を築いていこうとする意識や活動のこと。

4 協働の位置付け

本市の最高規範である「伊予市自治基本条例」の前文及び各条において、協働の位置付けを行っています。

第4条（自治の基本理念）

(3) 市民、市議会及び執行機関が、相互に補完しながら**協働**して市政を進めること。

第20条（参画と協働）

市民、市議会及び執行機関は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、参画と**協働**によるまちづくりに取り組むものとする。

また、第26条においては、「参画と協働」に関する事項を調査協議するため、「伊予市参画協働推進委員会」を設置することを定めています。

本市のまちづくりの基本構想及び基本計画を示した「伊予市第2次総合計画」において、「参画協働推進都市の創造」を掲げ、協働のまちづくりを推進しています。

(基本目標5 参画協働推進都市 本文より抜粋)

●「地域コミュニティにおいて、中心的な役割を果たす自治会活動を積極的に支援するとともに、NPO やボランティア団体など様々な団体にまちづくりの情報を提供するとともに団体間での情報交換などの支援も行なうことにより、市民と行政の**協働**によるまちづくりに努めます。」

●「自治基本条例の理念のもと、まちづくりの主体である市民と行政が多様な価値観を認め合い、情報の共有を図りながら、**協働**によるまちづくりを進めます。」

5 協働に期待される効果

市民と行政が連携することで、様々なメリットが期待されています。

市民（団体等）のメリット

【市民】

- ① 市民ニーズに応じた、きめ細やかな行政サービスが受けられる可能性が広がります。
- ② 市民が持つ情報や知識が行政に伝わることで、活動への社会的な理解や評価が高まります。
- ③ 様々な知識や経験を持つ人と交流することで、活動の場や生きがいの場が広がります。

【市民活動団体等】

- ① 地域社会で実績を残すことにより、活動の目的や理念に対する認知度や信頼度が向上し、活動の強化拡大と組織の安定化が図られます。
- ② 公共サービスの提供が、事業（コミュニティ・ビジネス）として可能になります。
- ③ 他の組織とのネットワークの構築により、新たな情報・知識の蓄積や組織運営力、政策提言能力の向上など、組織のレベルアップが図られます。

地域社会のメリット

- ① まちづくりへの関心や参加意識が高まることで、参加・参画する場が充実し、自己実現や生きがいづくりの機会が広がります。
- ② 地域内の人間関係が深まり、連帯感が生まれることで、安全安心な地域の形成が図られます。

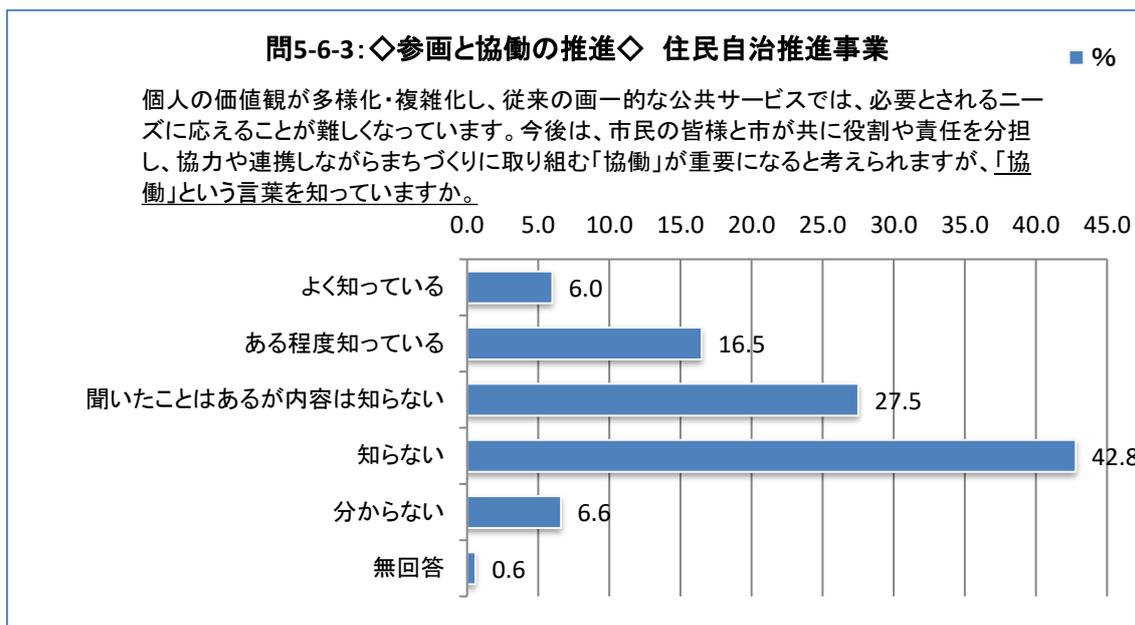
行政のメリット

- ① 市民ニーズの的確な把握により、効果的な行政サービスの提供が可能となることから、行政の効率化（事務、財源、人員等）が図られます。
- ② 協働の取り組み過程で相互理解が深まり、市民との信頼関係の構築や職員の意識改革が図られます。

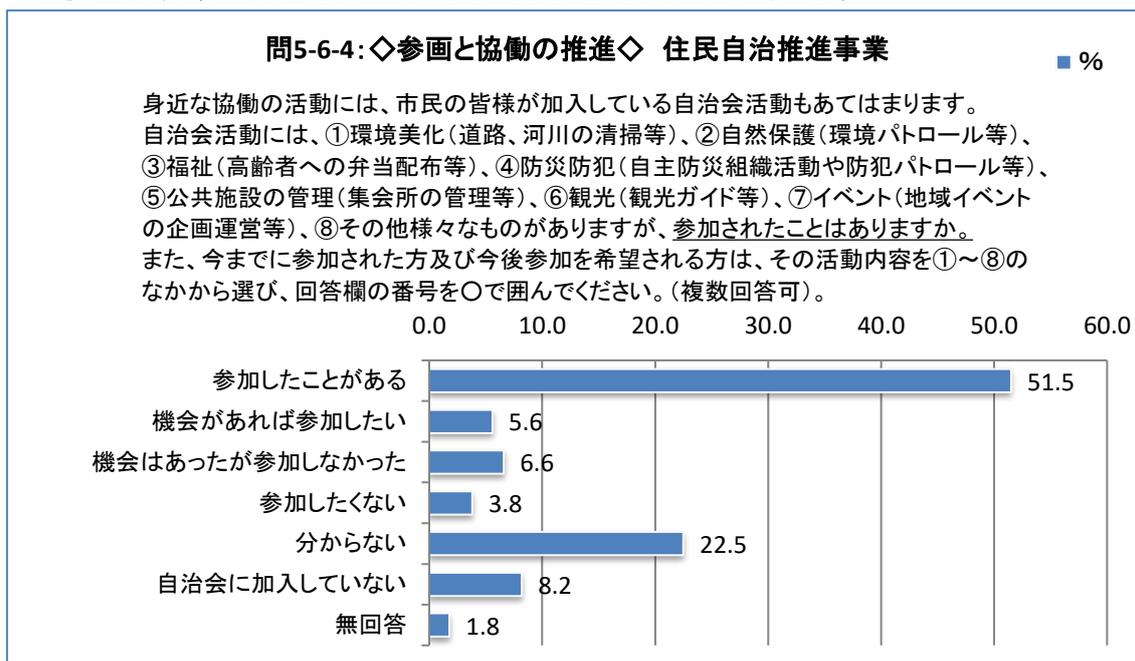
「伊予市市民満足度調査」

市民意識の把握を目的に実施した平成30年度「伊予市市民満足度調査」によると、協働という言葉が十分に浸透しておりませんでした。また、地域での協働活動についても半数の方が参加の経験がないという結果になりました。今後も協働の普及に向けた更なる取組みが必要となっています。

○「協働」という言葉を知っていますか。



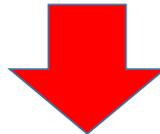
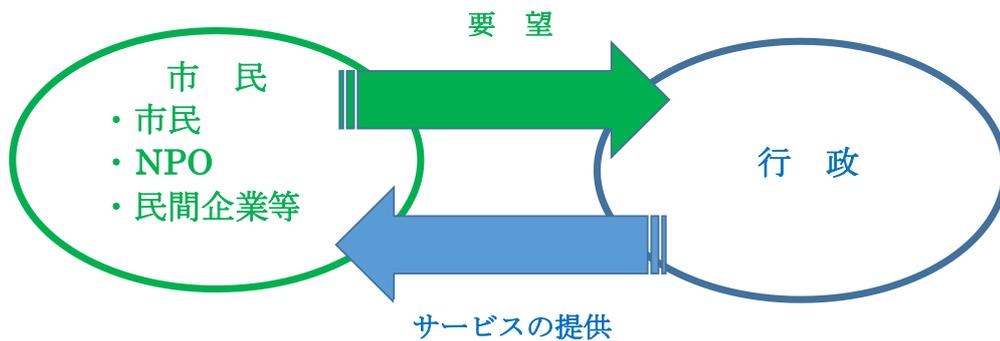
○身近な協働の活動に参加したことがありますか。



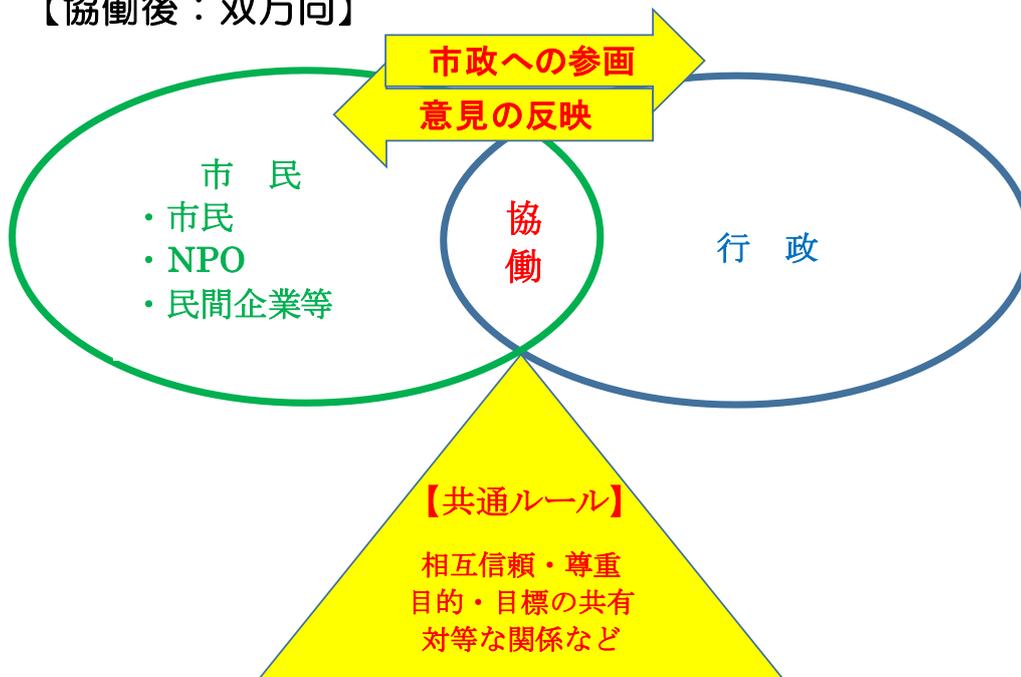
6 協働の推進

これからの市民と行政のあり方は、高度化・専門化する市民ニーズにあわせ、従来の需要者（市民）と供給者（行政）という一方向な関係から、市民活動に係わる多様な担い手と行政が、共通のルールのもとで、相互の長所や特性を活かし連携・協力を図る、双方向な関係へと変わっていく必要があります。

【従来：一方向】

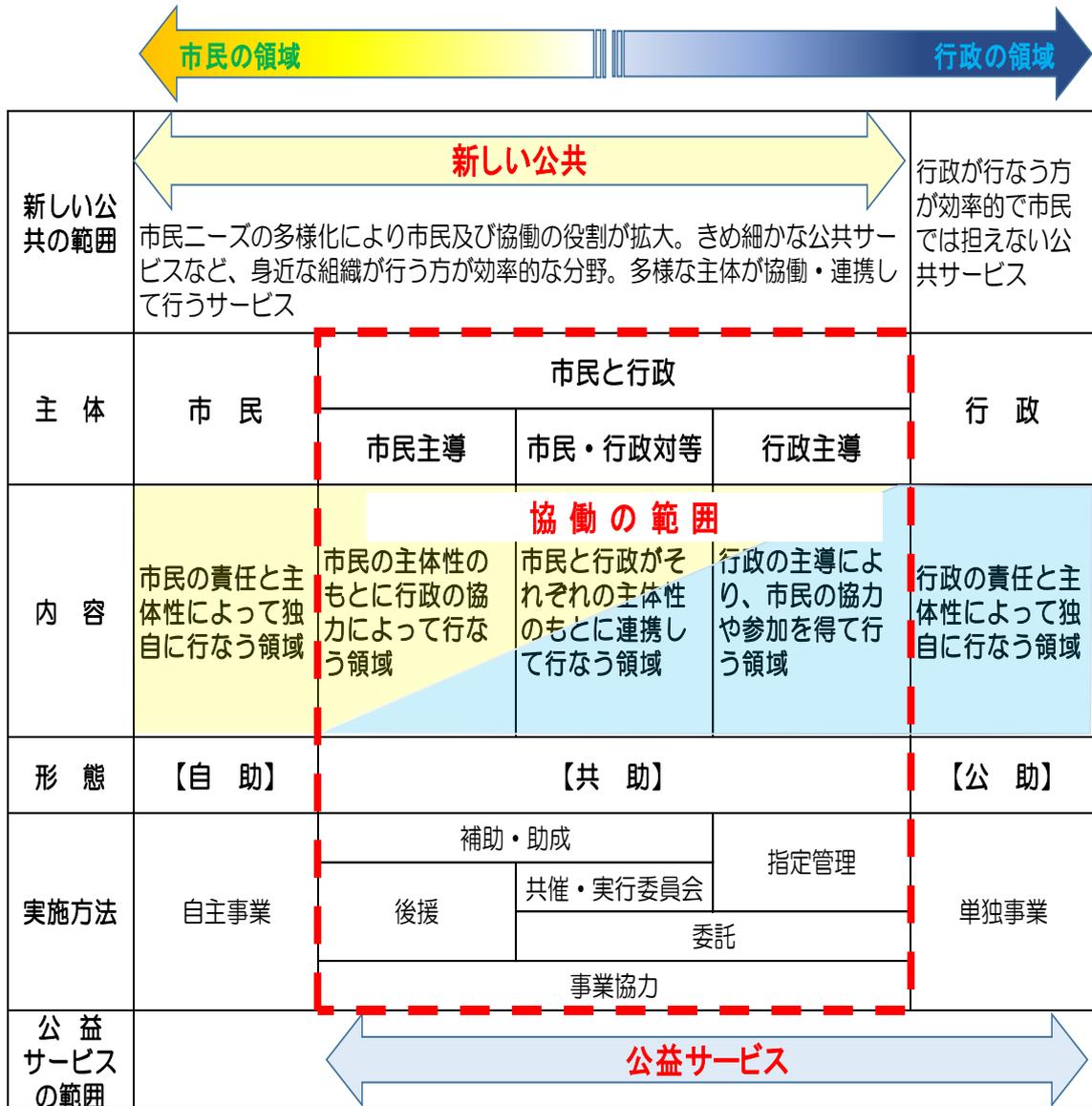


【協働後：双方向】



また、これからの成熟した社会^(注8)では、多様な担い手が参加する「新しい公共」^(注9)の領域を拡大させていくことが必要不可欠になると考えられます。

協働の領域のイメージ



(注8)「成熟した社会」・・・経済や社会制度の発展により、物やサービスで満たされた社会がピークを向えるなか、精神的な豊かさや生活の質を重視しようとする社会。

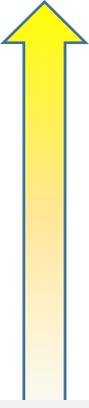
(注9)「新しい公共」・・・まちづくりや社会的課題に対して、行政だけが公共の役割を担うのではなく、市民やNPOなど地域の多様な主体も、公共の担い手として参加する社会やその考え方。

【協働の実施方法】

協働によるまちづくりを行うためには、次のような実施方法があります。
事業の目的や内容に応じて、ふさわしい方法を選択する必要があります。

実施方法	特 徴
後援	市民が行なうべき事業において、行政がその事業の趣旨に賛同し、認知度や信頼度などの側面的な支援を行なう目的で市の名義使用を認める方法。
補助助成	市民が行なう公益性の高い事業に対し、行政が課題や目的を共有した上で、補助金や助成金などを交付し支援する方法。
共催	市民と行政が主催者として行う共同事業において、双方が責任を分担しながら、お互いの知識や経験、能力、人的ネットワークを活用して、事業の企画や運営を実施する方法。
実行委員会	関係する市民や行政などが対等な立場で組織した団体で、社会的責任を共有しながら、お互いの知識や経験、人的ネットワーク等を持ち寄り、事業を実施する方法。
委託	行政が行なうべき事業のうち、市民の先駆性・専門性・柔軟性などを生かした方がより効果が期待できる事業について、行政が市民に業務依頼（委託）する方法。
指定管理	地方自治体が所管する公の施設について、民間が持つノウハウを活用し、市民サービスの向上と管理運営における効率化を図ることを目的として民間事業者に委ねる方法。
事業協力	市民と行政がお互いのノウハウ、人材、情報などを提供しあい、役割分担しながら、一定期間継続的に事業を協力して実施する方法。

市民主導



実施



行政主導

市民・行政共通



7 協働の基本原則

協働の事業を進めるためには、市民と行政がお互いの特性を理解し、共通のルールやマナーのもとで取り組む必要があります。

この共通認識のもとで、相互に役割や責任を分担し、連携協力していくことが重要になります。



(1) 目的やプロセスの共有

- ・・・達成すべき目的やそれに至るプロセスを共有し、共通認識のもとで取り組むことが重要です。

(2) 対等性の確保

- ・・・市民と行政の関係は、上下ではなく、横の関係です。対等なパートナーとして位置づけることが必要です。

(3) 相互理解の推進

- ・・・市民と行政は、お互いの特徴や立場の違いを理解、尊重し、信頼関係を築くことが重要です。

(4) 自主性・自立性の確保

- ・・・市民と行政は、お互いの活動が自主的であり、かつ自己責任の下で行なわれていることを自覚し、相手の活動を尊重することが必要です。

(5) 情報公開の推進

- ・・・市民と行政は、十分な情報公開を行い、協働活動の公平性や透明性を確保し、広く社会に公開することで、市民の理解を得られるよう努めることが必要です。

(6) 役割の分担

- ・・・市民と行政は、効果的で効率的な取り組みが行われるように、お互いの特性に応じて役割分担をする必要があるとともに、責任の所在や範囲を明確にすることが必要です。

(7) 評価の実施

- ・・・市民と行政は、協働事業の成果や効果について、自己評価や第三者からの評価を受けることで、事業や協働の関係を改善することが必要です。

協働にふさわしい分野

地域の課題を解決するため、市民と行政が連携して取り組む活動には様々なものがありますが、協働の効果があらわれやすい分野としては次のようなものが考えられます。ただし、こうした分野においても社会の変化や市民のニーズに合わせて取り組んでいく必要があります。

◎ 地域の実情に合わせ、きめ細やかで柔軟な対応が必要な分野

例) 子育て支援、高齢者支援、買物バス運行事業、
公共施設の管理・運営、景観まちづくり事業、
健康増進事業



◎ 地域社会との密接な連携が必要な分野

例) 防犯・防災、青少年問題、ごみの減量化や
清掃活動などの環境美化活動



◎ 特定分野の専門性など、行政とは異なる発想でのサービスが期待できる分野

例) 歴史文化遺産の継承と活用事業、芸術、
文化、スポーツなどの生涯学習、国際交流



◎ 合意形成が必要な分野

例) まちの環境を守るためのルールづくりなど

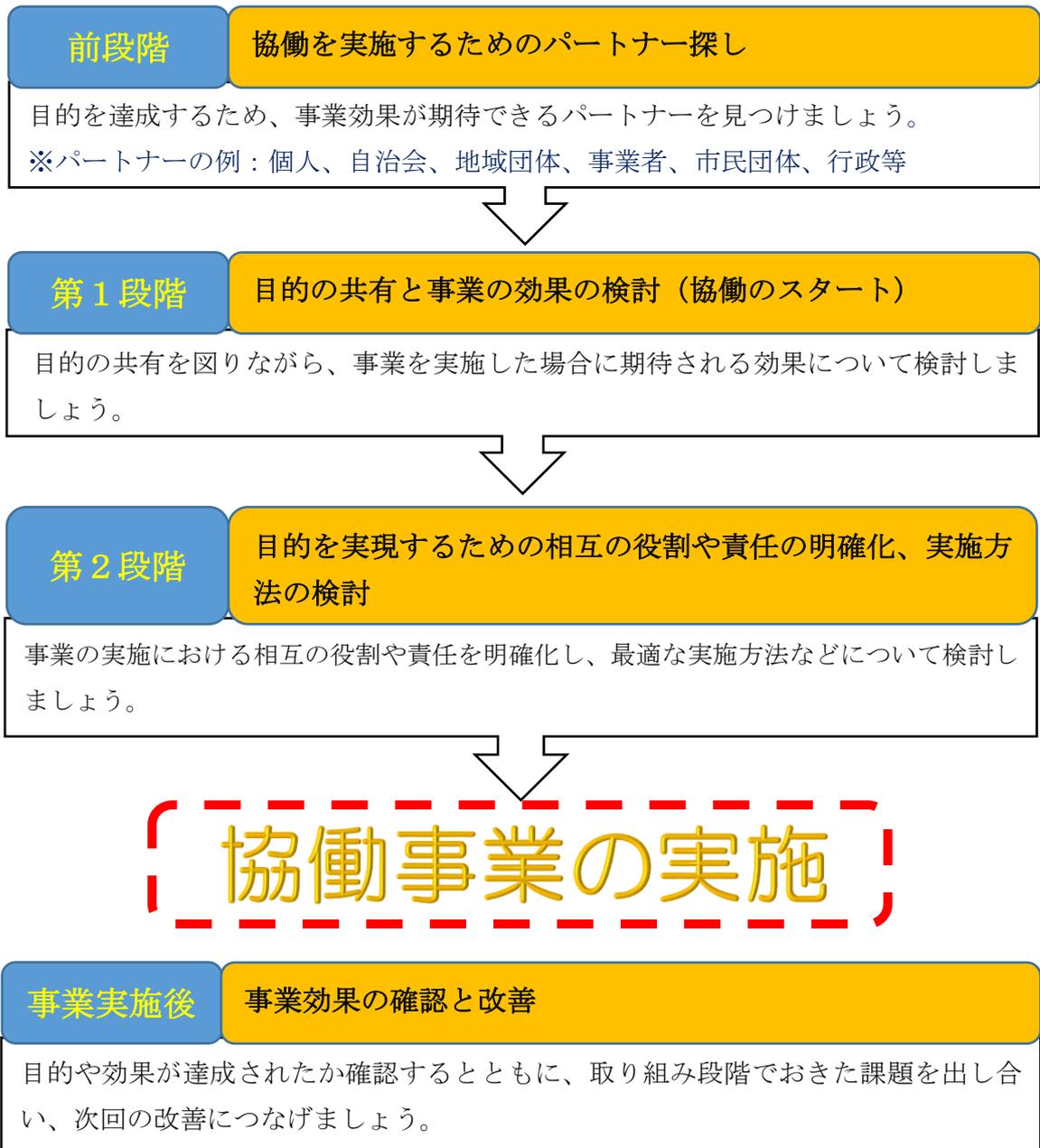


◎ 今までに行政が取り組んだことがない先駆的な事業

8 協働の進め方

協働を行うためにはいくつかのプロセスを踏む必要があります。

また、各プロセスにおいて、「協働のルール」が守られているか確認しながら進めていく必要があります。



9 行政の支援策

協働の取組みを進めるためには、協働の必要性を周知すると共に、市民に対して協働の取組みを促す支援策が必要になります。

市では、参画と協働によって地域課題の解決を行う組織である「住民自治組織」^(注10) に対し、「伊予市地域まちづくり交付金」を交付し、安定的な活動が行えるよう支援を行なっています。

【伊予市地域まちづくり交付金の概要】

項目	内容
対象団体	住民自治組織であって、かつ、地域まちづくり計画を策定しているもの。
対象事業	住民自治組織が地域まちづくり計画に基づき行う事業
対象経費	住民自治組織が実施する地域づくりの事業に要する経費
交付額	①均等割額 100,000円 ②人口割額 100円/人
その他	積立て、繰り越し可能 加算交付金有り

(注 10) 「住民自治組織」・・・共同体意識の形成が可能な一定の地域（主に小学校区単位）で概ね200人以上の市民で構成された組織。その地域の課題に民主的に対応できるよう、その地域の住民のだれもが参加でき、かつ、自発的に組織される団体のこと。行政との役割や責任の分担のもと、福祉、環境、防災、教育などの公共的活動を実施する組織。

おわりに

現在、私たちが抱える地域課題は多岐にわたりますが、この課題を解決するポイントの一つが、本指針でも述べた協働の取り組みになります。

まちづくりは、行政だけ、市民だけでは当然出来ません。

多様な主体が様々な考えを持ちながら活動する社会において、本市がより良いまちになっていくには、行政はもとより、市民の皆さん一人ひとりが「我がこと」としてまちづくりに関心を持ち、市民活動に自主的・主体的に参加していただくことが重要になります。

市民、行政をはじめ、まちづくりに係わる多様な主体が協働の経験を重ね、必要な知識や技術を蓄積し、協働の質を上げることで、市民生活における満足度と行政における効率化が高い次元で一致し、持続可能な社会の形成につながるものと考えられます。

連帯の意識が希薄化していると言われる昨今、協働によって、地域の人々がつながり、地域の人々と行政がつながることで、地域コミュニティ力が強化されると期待されています。

協働の取り組みにより「安全安心に暮らせる伊予市」や「希望に溢れた伊予市」を実現し、誰もが地域に愛着を持つ、そんな人々が増えるよう、今回の指針の策定が一つのきっかけになればと考えています。



伊予市協働の指針
～市民と行政がつながり共に築く社会へ～

令和元年12月

伊予市総務部総務課 市民協働推進室

〒799-3193

愛媛県伊予市米湊 820 番地

電話 089-982-1111

ファクス 089-683-3681

E-mail soumu@city.iyo.lg.jp